

# 福岡県公報

令和六年四月十二日  
第四百八十七号  
増刊 ①

## 目次

### 再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課)……………一

### 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県条例第三十二号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

**第一条** 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

付則第五条の六の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)

**第五条の七** 令和六年度分の個人の県民税に限り、法附則第五条の八第一項及び第二項の規定により控除すべき県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第二十条の五から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三の二第一項、付則第五条の四及び付則第七条第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における付則第五条の四の規定の適用については、同条中「附則第五条の五」とあるのは、「附則第五条の五及び法附則第五条の八」とする。

(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)

**第五条の八** 令和七年度分の個人の県民税に限り、法附則第五条の十二第一項及び第二項の規定により控除すべき県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第一項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第二十条の五から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三の二第一項、付則第五条の四及び付則第七条第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第八条第二項及び第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とする。

付則第八条の二第一項、第八条の五第一項及び第三項並びに第九条の二の七第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

付則第十条の二第三項中「及び付則第五条の三の二第一項」を「、付則第五条の三の二第一項、付則第五条の七及び付則第五条の八」に改め、「、付則第五条の三の二第一項」の下に「、付則第五条の七第一項及び付則第五条の八」を加える。

付則第十条の三第三項に次の一号を加える。

三 付則第五条の七及び付則第五条の八の規定の適用については、付則第五条の七第一項及び付則第五条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

付則第十一条第三項及び第十二条第四項中「及び付則第五条の三の二第一項」を「、付則第五条の三の二第一項、付則第五条の七及び付則第五条の八」に改め、「、付則第五条の三の二第一項」の下に「、付則第五条の七第一項及び付則第五条の八」を加える。

付則第十二条の三第二項に次の一号を加える。

三 付則第五条の七及び付則第五条の八の規定の適用については、付則第五条の七

第一項及び付則第五条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付

則第十二条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

付則第十五条及び第十五条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年

三月三十一日」に改める。

付則第二十五条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める

。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の

種別割の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例の一部改正)

**第二条** アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動

車税の種別割の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例(昭和二十七年福岡県条例第

三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(「特例法」という。以下同様とする)」を「。以下「特例法」という

」に、「」の特例を」。以下「県税条例」という。)の特例」に改める。

第二条の見出し中「自動車税の」を削り、同条第一項中「ある」を「である」に、

「対する自動車税の」を「対する」に改め、「により、」の下に「普通徴収又は」を

加え、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第七項」に改め、「自動車税の」を

削る。

第三条の見出し中「自動車税の」を削り、同条第一項を次のように改める。

所長は、第二条の規定により種別割を証拠徴収の方法によつて徴収しようとする

場合には、毎年四月一日から同月三十日まで(賦課期日後に種別割の納税義務が発

生した者にあつては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌月の初日から末日ま

で)において、納税者に県の発行する第一号様式の証拠をもつて当該種別割を払い

込ませるものとする。

第三条第二項中「自動車税の」を削り、同条に次の三項を加える。

3 新規登録(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規

定する新規登録をいう。次項において同じ。)の申請があつた第二条第一項又は第

二項に規定する自動車について地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第

百七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌

年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第二条の規定にかかわらず

、証拠徴収の方法による。

4 所長は、前項の規定により種別割を徴収しようとする場合には、納税者が新規登

録の申請をしたときに、県税条例第五十七条の十一第一項又は第二項の申告書に種

別割額に相当する金額を証拠代金収納計器で表示させる方法により、当該種別割額

を払い込ませるものとする。

5 前項に規定する種別割額に相当する金額を証拠代金収納計器で表示させる方法そ

の他証拠代金収納計器による種別割の徴収について必要な事項は、知事が定める。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(種別割の普通徴収の手続)

**第三条** 種別割を普通徴収の方法により徴収する場合の納期は、四月十五日から同月

三十日までとする。

2 所長は、前条の規定により種別割を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場

合には、毎年四月十四日までに、納税通知書を納税者に交付しなければならない。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の

種別割の税率の臨時特例に関する福岡県税条例)

**第三条** アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動

車税の種別割の税率の臨時特例に関する福岡県税条例(昭和二十七年福岡県条例第

五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項中「自動車税の」を削り、同条第二項中「第四条第

二項」を「第四条第七項」に改め、「自動車税の」を削る。

**附則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の福岡県税条例の規定中不動産取得税に関する部分

は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課

すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産

取得税については、なお従前の例による。